

雲仙市移住促進空き家 リフォーム補助金



空き家バンクへ登録された物件で市外からの移住者と賃貸借契約等が結ばれる空き家の改修費用の一部を助成します。

◆対象工事

- ①台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修工事及びこれらに付随する備品の購入
- ②内装、屋根、外装等の改修工事

◆補助額

- 所有者、利用希望者の場合
⇒対象事業費の1/2相当額、上限50万円
- 空家等管理活用支援法人の場合
⇒2/3相当額、上限100万円

◆対象物件

以下のすべてに該当する物件が対象となります。

- 居住を目的に建築された戸建て住宅
- 玄関、トイレ、台所及び居室を有する建物
- 空き家等情報登録制度（空き家バンク制度）へ登録された物件で市外からの移住者と売買または賃貸借する物件

◆対象者

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- 市外からの移住希望者と賃貸借契約を締結する空き家所有者。
(10年以上市外からの移住者に賃貸する要件あり)
- 市外から移住し空き家を購入または賃借する空き家利用希望者で10年以上定住し、自治会に加入を誓約する者。
(申請時点で転入から2年以内または転入見込みの利用希望者)
- 空き家を空き家利用希望者に対し10年以上転貸しようとする空家等管理活用支援法人（指定制度において登録が必要。）

※上記の対象者で3親等以内の親族間において、売買または賃貸借契約を締結する場合は対象外となります。

対象外工事

○外溝工事（車庫、物置など） ○冷蔵庫、エアコン、コンロ、家具等の備品購入 ○事務所・店舗その他居住の用に供しない工事

▲事業の流れ▲

- ①業者の見積り
- ↓
- ②申請書の提出
- ↓
- ③審査・交付決定
- ↓
- ④工事の実施
※事業内容の変更等がある場合には変更申請が必要です。
- ↓
- ⑤工事の完了
- ↓
- ⑥実績報告書の提出
- ↓
- ⑦審査
- ↓
- ⑧補助金の確定
- ↓
- ⑨補助金の請求
- ↓
- ⑩補助金の交付

※次の場合には補助金の交付を取り消し、返還していただく場合があります。

- 入居者が10年以内に転居した場合。
- 提出書類に偽り、不正があった場合。

※予算が無くなり次第、終了となります。

◆問合せ・申請先

雲仙市 地域づくり推進課 TEL:0957-47-7805

申請手続き書類

- 補助金交付申請（令和6年12月6日締め切り、予算がなくなり次第、終了です。）
※必ず『着工前』に、『交付決定』を受けてください！！

雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に以下の①～⑦の書類を添えて提出してください。

- ①対象事業の実施に要する経費の見積書の写し
- ②対象事業の実施前の写真
- ③定住誓約書
- ④承諾書（空き家利用希望者及び空家等管理活用支援法人に限る。）
- ⑤自治会加入証明書又は自治会加入誓約書（空き家利用希望者に限る。）
既に加入している場合には、自治会加入証明書を添付ください。
- ⑥調査承諾書

ただし、申請者が市外在住である場合又は転入直後で雲仙市税が課されていない場合は、住所地又は前住所地における市区町村税(国保税を含む。の滞納がない証明書(空き家所有者等及び空き家利用希望者に限る。))

- ⑦空家等管理活用支援法人利用者の移住前の住民票の写し(空家等管理活用支援法人に限る。)

• 交付決定

※交付決定以前に行う工事は対象となりません。

• 工事の実施

※事業の内容に変更がある場合には変更申請書の提出が必要です。

※工事費は、申請者において支払った後に、補助金を交付いたします。

実績報告

雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金実績報告書に以下の①～④の書類を添えて提出してください。

- ①空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ②対象事業に要した経費の支払いを証明する書類の写し（領収書）
- ③対象事業実施後の写真
- ④住民票の写し（空き家利用者に係るもの）
- ⑤その他市長が必要と認める書類（必要に応じて添付）

• 補助金の確定

- 補助金請求（補助金交付請求書・振込口座の通帳の写しを提出ください。）

• 補助金の交付